

2009年1月6日

岡山 いのちと健康

NO. 24
岡山県労災職業病・
過労死連絡センター
岡山市春日町5-5
TEL. 086-221-0133



岡山県労災職業病・過労死連絡センター

2010年度総会と講演

総会

県センター2010年度総会が昨年12月20日に倉敷労働会館で開催されました。建交労・岡山労災職業病支部や民医連などから40名が参加し、各団体の取り組みの報告や今後1年間の活動方針を確認し、最後に新役員を選出し総会を終えました。

講演

総会後は過労死弁護士の清水善朗弁護士より「県内過労死・労災認定裁判の現状と争点」と題して講演が行われました。講演では清水弁護士が担当している、岡山県貨物運転手の中上自殺事件と高梁市教育委員会文化係長であった森くも膜下出血事件について、事案の概要、経過、争点及び現状について詳しい報告がありました。

県貨物運転手 中上自殺事件

10年間闘ってきた中上自殺事件では、労働時間の過重性に関する評価基準(認定基準か改善基準か)、パラハラスメントの有無、うつ病を発症していたか否か、積荷事故に関して厳しい叱責があったかどうかを争点に、1月26日に岡山地裁で判決が下されます。

高梁市職員 森くも膜下出血事件

森くも膜下出血で死亡した森さんの事件では、持ち帰り残業を業務と評価するかどうか大きな争点となっています。森さんは県内でも文化財の多い高梁市で、ただ一人の専門職として重要文化財備中松山城の復元・修復をはじめ多岐に渡る文化財保護業務を一手に担っていました。倒れる直前にはこの頁にもおよぶ「備中松山城石垣総合調査報告書」を発刊するため自宅持ち

帰り毎晩遅くまで執筆・編集をし、やっと完成にこぎつけた2004年7月8日の朝、くも膜下出血を発症し倒れました。

地公災基金支部審査会は時間外職務が公務と認定される前提として、職務の事実と内容が証明されることが必要とされるとした上で、画一的形式的な書類に残されている時間外勤務のデータ(発症前1ヶ月を38時間として)を基に被災者の勤務状況を判断

し、自宅作業等については、記録媒体等に具体的成果物が残っていないとして調査もせず公務遂行性自体を否定しています。

しかし、訴訟段階になって原告側でコンピーター関連の資料を入手し、時間外労働や自宅での労働(月140時間を超える超勤)の証拠を積み上げることでできています。今後、認定基準と業務の量と質の2つの争点をめぐって審理することになります。

新しく選出された3役

代表委員	清水 善朗 (過労死弁護団・弁護士)
	山本 勝敏 (過労死弁護団・弁護士)
	藤田 文博 (ひだまりの里病院・院長)
	花田 雅行 (県労会議議長)
	中上 裕章 (岡山過労死を考える家族の会)
事務局長	藤田 弘起 (県労会議事務局次長)
事務局次長	小林 忠 (建交労県本部副委員長)
	岸下 昌博 (県民医連事務員)
	谷本 守 (地域労組書記次長)

